

請願の区議会ホームページ上での公開について

諮問事項を踏まえて、令和2年9月30日の議会運営委員会で決定した「請願の区議会ホームページ上での公開」について、下記の内容で申し合わせ化し、議員各位に通知する。

記

- 1 請願の表紙及び本文（全文）をPDF化し、ホームページに公開する。
- 2 請願者の住所、団体名、氏名、電話番号等の個人情報にはマスクングを行う。
- 3 委員会に付託されたすべての請願を、議会の責任において公開する（提出者や議会の判断により、公開の可否を判断しない）。
- 4 付託除外となった請願は公開しない。

参考

1 適用時期

令和2年第4回定例会受理分から適用する。

2 公開時期

当該請願について、所管の委員会に審査を付託することが決定した本会議終了後、速やかに公開する。

※ 請願・陳情の区議会ホームページ上での公開にあたっては、議会運営委員会において、付託除外基準の内容又は運用の見直しの要否について検討を行う。